【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年９月14日
【報告者の名称】	情報技術開発株式会社
【報告者の所在地】	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
【電話番号】	03(3372)1711㈹
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員　管理統括部長　　羽生　信一朗
【縦覧に供する場所】	情報技術開発株式会社 (東京都新宿区西新宿六丁目８番１号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「当社」とは、情報技術開発株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「公開買付者」とは、ＮＣＳＣホールディングス株式会社をいいます。
（注３）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名　称　　ＮＣＳＣホールディングス株式会社
所在地　　東京都渋谷区神山町39番１号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成17年６月22日開催の当社第37回定時株主総会の決議及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成27年９月11日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注）の一環として行われる公開買付者による当社の発行済普通株式（以下「当社株式」又は「当社普通株式」といいます。）及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。一方、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

（注） マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載した事項のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

（ア） 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社普通株式及び本新株予約権を取得及び保有すること並びに当社の事業を支配及び管理すること等を目的として、平成27年８月14日に設立された株式会社であり、本書提出日現在、スリーライク株式会社（以下「スリーライク」といいます。）がその発行済株式の全てを所有し、かつ、当社の代表取締役社長である三好一郎氏がその代表取締役を務めております。公開買付者の完全親会社であるスリーライクは、三好一郎氏の資産管理会社であり、本書提出日現在、三好一郎氏がその発行済株式の全てを所有し、かつ、その代表取締役を務めております。なお、公開買付者は、本書提出日現在、当社普通株式100株を所有しております。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場（以下「ＪＡＳＤＡＱ」といいます。）に上場している当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び非応募株式（以下に定義します。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社普通株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）の手法により行われるものです。公開買付者は、当社が中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実践し持続的に成長していくためには、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）の手法が最善の手段であると判断し、今般、本取引を実施するものであり、三好一郎氏は、本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定しております。

本公開買付けに際して、公開買付者は、（ⅰ）三好一郎氏（所有当社普通株式数168,538株、所有割合（注１）2.02%）、（ⅱ）三好一郎氏の義姉である髙橋香氏（所有当社普通株式数449,515株、所有割合5.39%）、（ⅲ）三好一郎氏の義兄である髙橋信久氏（所有当社普通株式数359,698株、所有割合4.32%）、及び（ⅳ）三好一郎氏の配偶者である三好千里氏（所有当社普通株式数173,100株、所有割合2.08%）との間で、平成27年９月11日付で本公開買付けに応募する旨の合意書（以下「本応募合意」といいます。）をそれぞれ締結しており、三好一郎氏、髙橋香氏、髙橋信久氏、及び三好千里氏（以下「応募予定株主」と総称します。）が所有する当社普通株式（注２）（所有当社普通株式数合計1,148,913株、所有割合13.78%、以下「応募対象株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

他方、公開買付者は、当社の主要株主である筆頭株主であり、三好一郎氏の親族が発行済株式の全てを所有する株式会社セールス・プロモーション・センター（以下「セールス・プロモーション・センター」といいます。）（所有当社普通株式数1,993,256株、所有割合23.91%）との間で、平成27年９月11日付で本公開買付けに応募しない旨の合意書（以下「非応募合意」といいます。）を締結しており、セールス・プロモーション・センターが所有する当社普通株式の全て（1,993,256株、所有割合23.91%、以下「非応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

なお、本応募合意及び非応募合意の概要については、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

（注１） 所有割合とは、当社が平成27年８月７日に提出した第48期第１四半期報告書（以下「当社第48期第１四半期報告書」といいます。）に記載された平成27年６月30日現在の当社の発行済普通株式総数（8,908,560株）から、当社第48期第１四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（581,960株）を控除した株式数（8,326,600株）に、当社が平成27年６月29日に提出した第47期有価証券報告書（以下「当社第47期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成27年５月31日現在の本新株予約権（86個）（本新株予約権の個数はその後本書提出日現在に至るまで変動はありません。以下、平成27年５月31日現在の本新株予約権の個数の記載について同じです。）の目的となる当社普通株式の数（8,600株）を加算した株式数（8,335,200株）（以下「当社が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数」といいます。）に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいい、以下同じとします。

（注２） 三好一郎氏は、当社の役員持株会の会員であり、役員持株会を通じた持分として1,938株（小数点以下を切捨て、所有割合0.02%）に相当する当社普通株式を間接的に保有しており、上記三好一郎氏の所有当社普通株式数168,538株には、当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している当社普通株式（1,938株）が含まれておりますが、本応募契約において三好一郎氏が応募する旨の合意をしている同氏の所有株式数には、当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している当社普通株式（1,938株）は含まれておりません。以下同じです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、3,563,500株（所有割合42.75%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び非応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより当社普通株式を非公開化することを企図しているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（3,563,500株）は、当社第48期第１四半期報告書に記載された平成27年６月30日現在の当社の発行済普通株式総数（8,908,560株）から、当社第48期第１四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（581,960株）を控除した株式数（8,326,600株）に、当社第47期有価証券報告書に記載された平成27年５月31日現在の本新株予約権（86個）の目的となる当社普通株式の数（8,600株）を加算した株式数（8,335,200株）に係る議決権数（83,352個）に３分の２を乗じた数（55,568個）から、非応募株式数（1,993,256株）に係る議決権数（19,932個）及び公開買付者が所有する当社普通株式数（100株）に係る議決権数（１個）を控除した議決権数（35,635個）に100株を乗じた数としております。

公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び非応募株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社に対して下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実行を要請し、当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみ（但し、本公開買付け後に、セールス・プロモーション・センターの所有当社普通株式数（1,993,256株、所有割合23.91%）と同数以上の当社普通株式を所有する株主が存在し、当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）とすることを予定しております。また、本スクイーズアウト手続の実行後、公開買付者は、①三好一郎氏の親族より、セールス・プロモーション・センターの発行済株式の全てを譲り受けること、並びに②当社の有価証券報告書提出義務の中断申請に対する承認が得られた後に、公開買付者を存続会社、当社及びセールス・プロモーション・センターを消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。なお、公開買付者が、セールス・プロモーション・センターとの間で非応募合意を締結した上で、上記の吸収合併を行うこととしたのは、税務上の観点を踏まえたものです。

また、上記①におけるセールス・プロモーション・センターの発行済株式の譲渡価額は、本スクイーズアウト手続の実行後、当社の株主が公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとなった場合には、同社の所有する当社普通株式の価値を本公開買付価格に基づき評価し、かつ、同社の所有する当社普通株式以外の資産の価値を合理的に評価した上で決定する予定です。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、本公開買付けの成立等を条件として、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行からそれぞれ9,100,000千円及び3,900,000千円を上限とした融資（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行との間で協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンにおける契約は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類である融資証明書に記載された貸出実行条件、誓約事項等の契約条件が規定される予定です。また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の実行前である本公開買付けの決済の開始日において、本買収ローンの担保として、本公開買付けにより取得する当社の普通株式等、公開買付者の保有する一部の資産に担保権を設定する予定です。さらに、当社の株主が公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみ（但し、本公開買付け後に、セールス・プロモーション・センターの所有当社普通株式数（1,993,256株、所有割合23.91%）と同数以上の当社普通株式を所有する株主が存在し、当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）となった後は、当社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社の一部の資産を本買収ローンの担保に提供させる予定です。

（イ） 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、お客様のコンピューターの情報処理サービス及びソフトウェア開発業務の受託を目的とする情報サービス企業「株式会社日本コンピューター・サービス・センター」として昭和43年９月に設立されました。設立以降、当社は、独立系情報サービス企業として、お客様の情報システムに関するコンサルティング・設計からソフトウェア開発、さらに情報システムの管理運営に至るまで一貫したサービスを提供する事業（ソフトウェア開発事業、情報処理サービス事業）及び組み込みソフトウェアの開発に関する事業、並びに半導体開発に関連した設計・評価・解析に関する事業（エンベデッド・ユビキタス／半導体関連事業）など、広範囲な業務分野で長期にわたりお客様の信頼を頂戴し、業容の拡大に取り組んでまいりました。

当社は、昭和59年10月に「情報技術開発株式会社」に商号を変更し、平成５年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成16年12月にジャスダック証券取引所（現東京証券取引所）が開設するＪＡＳＤＡＱへ株式を上場し、平成24年３月にはインターネットデータセンターの運営事業を行うカゴヤ・ジャパン株式会社の子会社化、平成27年３月には首都圏を中心に情報システム開発事業を展開する株式会社ファストの子会社化などを行ってまいりました。また、ソリューションビジネス（企業がビジネスやサービスについて抱えている問題を解消するために提供される情報システムを提案するビジネス形態）メニューの拡充や既存ビジネスの基盤強化を図り、ソリューションビジネス分野の強化を目的としてＩＴ資産管理や情報セキュリティ関連への取り組みを進め、また、いち早く企業のモバイル機器の活用に対応するため、情報システムのモバイルソリューション事業（企業がモバイル機器、情報端末を活用した情報システムを構築するための事業）を積極的に展開してまいりました。

さらに、平成23年４月に三好一郎氏が当社の代表取締役兼ＣＯＯに就任してからは、当社の長年にわたる企業活動を通じ、従業員が真摯にお客様の業務に取り組むことによりお客様との強固な信頼関係を構築してきた反面、企業として受け身の姿勢が強まり、三好一郎氏は、ビジネスを質・量共に強化、拡大していこうとする挑戦する風土が希薄化していることが当社の将来の成長性を阻害する要因であると認識するに至り、再度心機一転を図るために「原点回帰」の基本方針を掲げ、技術力の強化を含めた人材育成、プロジェクト管理の徹底、組織マネジメントの強化、若手人材の積極登用、ソリューションビジネスへの積極的な取組等、お客様の満足度向上に寄与するとともに、従業員にとって働きがいのある企業を追求する様々な施策を実行し、当社を、毎年増収増益が続く企業へと成長させてきました。

このように、当社は現在まで、独立系情報サービス企業として事業活動を行ってきましたが、公開買付者は、当社の主力事業であるソフトウェア開発事業に関し、足許の事業環境は国内企業の情報システム投資に回復の傾向が見られるものの、長期的には国内での少子高齢化時代の到来により将来的に国内市場の成長の余地が限られると予想し、さらに、今後益々中国を中心としたオフショア開発（情報システム、ソフトウェアを海外企業を活用し、低コストで開発すること）やグローバルなクラウドコンピューティング（インターネット経由で巨大な情報処理施設を利用・提供する技術の総称）化の拡大により、海外勢及び国内大手ベンダーなどの同業他社との競争が一層激しくなると考えているとのことです。

また、日本向けのオフショアサービス市場規模は年率2.9%で成長し2017年度には1,560億円を超えると予想されており（出典：矢野経済研究所「2014年３月４日「グローバルアウトソーシング企業に関する調査結果2014」）、当社においては、現在でも既存ビジネスにおけるオフショア開発の活用を推進しておりますが、その収益性は限定される傾向にあり、公開買付者としては、ソフトウェア開発力が同程度であれば、コスト競争力に勝る海外企業が当社を含む国内企業を凌駕する可能性が高まるものと考えているとのことです。

さらに、クラウドコンピューティング化についても、国内市場予測として2011年度から2015年度にかけて市場規模は３倍以上の1,266億円に拡大すると予想されており（出典：一般社団法人情報サービス産業協会（ＪＩＳＡ）「情報サービス産業白書2014」）、この拡大により、企業が保有するコンピューター等のハードウェア資産がクラウドコンピューティングにシフトされ、ハードウェア資産を「所有する」ことから「利用する」ことへの転換が予想されるところ、公開買付者としては、ソフトウェアについても、同様にクラウドコンピューティングの有力なサービスであるＳａａＳ（必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェア：Software as a Service）等の活用が着実に浸透するものと予想しているとのことです。

日本企業は従来より企業個別の手組みにより情報システム及びソフトウェアを構築、運用しており、当社のソフトウェア開発事業もそうした国内企業の需要を捉え成長してきましたが、公開買付者は、このようなクラウドコンピューティング化の拡大は、当社の既存ビジネスであるソフトウェア開発事業の将来的なビジネス機会を減少させるものと考えているとのことです。また、当社の情報処理サービス事業における既存ビジネスとしては、お客様の保有するコンピューターの運用業務に人材を提供する形態を取っておりますが、クラウドコンピューティングの拡大により、こうした既存ビジネスについても、ソフトウェア開発事業と同様に成長性が限定されるものと考えているとのことです。

以上のような市場予測に加え、公開買付者は、中長期的なＩＴ活用の急速な環境の変化についても着目しているとのことです。すなわち、公開買付者は、ＡＩ（人工的にコンピューター上などで人間と同様の知能を実現させるための一連の基礎技術：Artificial Intelligence）の技術進化により、今後は、世間でも話題に上がるようになったビッグデータ（従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。統計、解析することでビジネスや社会に有用な知見を得たり、これまでにないような新たな仕組みやシステムを産み出す可能性が高まるとされている）がビジネスに活用され始め、更にはこれらを応用した第４次産業革命とも称されるＩｏＴ（従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のＩＴ関連機器が接続されていたインターネットにそれ以外の様々な"モノ"を接続する技術：Internet of Things）の普及に向けた世界的な潮流が加速し、社会インフラとしてのＩＴ活用とそれを支える情報サービス産業の重要性が益々高まっていくものと予想しているとのことです。さらに、経済産業省の商務情報政策局が平成27年２月に作成した「ＩｏＴ時代に対応したデータ経営2.0の促進のための論点について」においては、ＩｏＴでつながる機器の台数は2013年の30億台から2020年には250億台まで急速に増大し、これまでインターネットに接続されていなかった自動車や家電、電力メーター、産業機器等がつながることで、新たな製品やサービスの創出が期待されると指摘されております。

公開買付者は、こうした状況において、従来型の手組みの受託型ソフトウェア開発とそうした情報システムの保守・運用ビジネスが主力となっている当社にとっては、既存ビジネスのサービス力の向上を目的とした企業改革は不可避であり、これを収益基盤に据えながらも、今後のＩＴの社会変革に対応するための新規事業を

確立させていくことが、当社の持続的な成長には必要不可欠であると判断したとのことです。そして、これを実現していくためには大手企業をはじめとする情報システム投資が堅調に推移し、当社が比較的収益の確保をすることが出来ているこの時期において、今後予想される事業環境の変化を成長機会と捉え更なる発展を目指すべく、当社における抜本的な事業改革を、迅速かつ柔軟に実施していくことが必要と考えるに至ったとのことです。

具体的には、公開買付者としては、当社のビジネスモデルを、これまでの当社の既存ビジネス領域において人材提供型の既存ビジネスから、サービス提供型のビジネスモデルへと再構築していくことを考えているとのことです。その実現のためには当社において今後必要な技術を強化、補完するための人材育成、人材獲得の積極的投資を行い、サービスメニューを確立し、事業改革遂行のための組織体制の再構築を推進することが必要であると考えているとのことです。こうしたサービス提供型のビジネスを展開することにより他社との差別化を図り、当社がお客様の情報システム構築・運営において真に価値のあるパートナーになることを目指すとのことです。特に、当社の現行の情報システム受託開発事業においては、今後求められるであろうお客様のニーズに応えることは出来ないため、注力する業務分野にパッケージ製品やＥＲＰ（企業の持つ様々な資源を統合的に管理・配分し、業務の効率化や経営の全体最適を目指す手法：Enterprise Resource Planning）の活用を促進し、グループ企業のインターネットデータセンター事業と融合させＳａａＳの提案をお客様に推進していく等のソリューションビジネスを強化していかなければならないと考えているとのことです。こうしたビジネスの推進のためには高度な専門スキルをもった人材、付加価値のあるサービスを提供するための業務・ＩＴコンサルティングが出来る人材の育成・獲得と組織化を行っていく必要があるとのことです。公開買付者はこのような施策をスピード感をもって実行し、サービス提供型のビジネスモデルへの転換を図るべく、当社において注力すべきソリューションビジネスメニューの選択と集中を早期に実現していくことを考えているとのことです。

また、公開買付者としては、当社において、こうした既存ビジネスモデルの転換と並行して、将来の多様な事業環境の変化に対応するための事業転換を行い、新規事業の確立を行っていく必要があると考えているとのことです。具体的には、ビッグデータを活用したＩｏＴやＡＩへの対応など今後の社会変革に関連する技術の強化や、こうした新規ビジネス分野への人的資源の再配置を大胆かつ迅速に実行していく必要があるとのことです。公開買付者としては、当社がエンベデッド・ユビキタス事業において要素技術（機器・通信を制御するための組み込みソフトウェア開発の専門技術）をこれまでも蓄積してきていることから、これを技術基盤として当社グループの人的配置の転換と組織力を強化していくことを考えているとのことです。

さらに、こうしたソリューションビジネスの更なる拡充を目指しつつ、新規事業の強化、技術力・専門性の強化、収益基盤の拡大を行うためには、当社においては、今後も積極的な設備投資や戦略的なＭ＆Ａを迅速かつ大胆に推進していくことが必要不可欠であると考えているとのことです。

上記のような事業改革を大胆に実行していく目的は、あくまでも今後の情報システムの動向に対する技術力、サービス力を強化することにより、お客様の信頼感、満足度を向上させ、当社の価値の最大化を目指すものであるとのことです。公開買付者は、このような一連の改革の実現により、当社が情報サービス業界で確固たる存在感を発揮する企業に成長するとともに、お客様を支えるサービスを提供する真のパートナーとなり、挑戦する企業風土を醸成することで、当社の従業員の満足度を向上させ、社会に貢献する企業になることを目指しているとのことです。

以上の施策は、当社の事業ポートフォリオの大胆な変動であり、こうした施策を実行することは、当社の最大の経営資源である人的リソースの大幅な戦略的再構築と教育・研究費等の投資に加え、上記のとおり、積極的な設備投資や戦略的なＭ＆Ａを伴うことが想定されるとのことです。しかし、かかる施策を実行することは、直ちにその効果をもたらすとは限らず、また、当初計画した通りに収益に寄与しない可能性もあるため、短期的には業績悪化が生じる懸念や、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクを内包するとのことです。その結果、一時的な財務状況等の悪化により当社の企業価値が毀損する可能性があり、また、それらに起因する株価の下落が起こるリスクも懸念され、株主の期待に添えない可能性があるとのことです。

また、三好一郎氏は、当社が、上記のとおり、平成16年12月にＪＡＳＤＡＱへ株式を上場して以降、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、お客様及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えているとのことです。しかしながら、当社の現在の財務状況に鑑みると、今後大規模なエクイティ・ファイナンスを行う必要性は低く、また、当社は長年に亘り事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えているとのことです。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にか

かる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大していることから、これが当社の企業価値向上の足かせになる可能性も否定できないとのことです。

以上の検討を踏まえ、三好一郎氏は、当社において急激に変化する事業環境を乗り切り、激化する競争に勝ち抜くための一貫した経営ビジョンに基づく断固とした経営改革を実行するためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって当社の経営改革に注力するだけにとどまらず、経営者自身にリスクを集中して、その自己責任において迅速かつ果敢に意思決定できる経営体制を構築することこそが、中長期的観点から当社の企業価値の最大化のために取り組むべき施策であると考え、平成27年７月上旬から本取引についての具体的な検討を開始したとのことです。その結果、当社の中長期的な戦略の実行に伴い不可避的に発生するリスクを当社の株主の皆様に負って頂くことを回避するため、柔軟かつ迅速な経営戦略の実行が可能となるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）の手法による当社普通株式の非公開化を行うことが、株主の皆様にとって最善であり、また、当社の企業価値の更なる向上に資すると判断するに至ったとのことです。

そこで、三好一郎氏は、平成27年７月上旬より当社普通株式の非公開化に関し、本公開買付けその他の本取引の諸条件並びに本取引後の当社の経営方針及び資本構成等について、さらに具体的な検討を進めたとのことです。また、かかる検討と並行して、平成27年７月８日、三好一郎氏を除く当社全ての取締役及び監査役に対して、本取引実行の可能性を提案すると共に、本取引の実行を検討するに際して、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）の実現可能性の精査のため、当社に対するデュー・デリジェンスを実施いたしました。その後、三好一郎氏は、平成27年８月14日、同氏が発行済株式の全てを所有するスリーライクを通じて全額を出資することにより、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立し、公開買付者は、三好一郎氏、スリーライク、公開買付者及び当社とは利害関係を有しない独立した第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）による株式価値算定の途中経過やデュー・デリジェンスの途中経過等を勘案し、平成27年８月21日、当社に対して、本公開買付価格を1,300円として、本取引の実施を正式に提案いたしました。

これを受けて、当社は、下記「(ウ)　本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、第三者委員会及び株式会社ＡＧＳコンサルティング（以下「ＡＧＳコンサルティング」といいます。）の意見を聴取しつつ慎重に検討を行い、平成27年８月28日に、公開買付者に対して本公開買付価格を見直すよう要請いたしました。

公開買付者は再検討を行い、当社に対し、本公開買付価格を1,382円としたい旨の提案を、平成27年９月２日に行いました。これを受けて、当社は、第三者委員会及びＡＧＳコンサルティングとの協議も行い、同月４日に、公開買付者に対して本公開買付価格を再度見直すよう要請いたしました。その後、当社との間で、協議・交渉を継続的に行った結果、公開買付者は、最終的に、ＳＭＢＣ日興証券から取得した株式価値算定書記載の各手法の算定結果、当社に対するデュー・デリジェンスの結果、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の６ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成27年９月11日付で、本公開買付価格を当初の提案価格に150円上乗せした1,450円とすることとし、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、公開買付者の代表取締役を兼務し当社の代表取締役社長である三好一郎氏は、本公開買付け終了後も引き続き当社の経営にあたる予定とのことです。また、公開買付者は、本公開買付け及び本取引の終了後に当社の経営体制を変更することは予定しておりませんが、その詳細については、本公開買付け成立後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。

（ウ） 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

三好一郎氏は、平成27年７月８日、三好一郎氏を除く当社全ての取締役及び監査役に対して、本取引実行の可能性を提案いたしました。かかる提案を受けて、当社は、下記「(4) ②　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び下記「(4) ④　当社における外部の法律事務所からの助言」に記載のとおり、第三者算定機関としてＡＧＳコンサルティングを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任するとともに、下記「(4) ③　当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を担保するため、本取引の提案についての検討のための当社の取締役会の諮問機関として、当社の社外監査役である宮内裕通氏、並びに公開買付者及び当社のいずれからも独立性が高い外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所所属）及び長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所所属）から構成される独立した第三者委員会を設置し、本取引に関する提案を検討する体制を整えました。

当社は、平成27年８月21日、公開買付者から本公開買付価格として、当初１株当たり1,300円としたい旨の提案を受けました。これに先立って、第三者委員会が三好一郎氏を招聘して説明を求めた本公開買付けを含む本取引の目的・意義、本取引の当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、当社は、第三者委員会との協議も行った上で、同月28日、公開買付者に対して、本公開買付価格を見直すよう要請いたしました。これを受けて、公開買付者は再検討を行い、当社に対し、本公開買付価格を1,382円としたい旨の提案を、同年９月２日に行いました。これに対して、当社は、第三者委員会及びＡＧＳコンサルティングとの協議も行い、同月４日に、公開買付者に対して、提案を受けた本公開買付価格は当社の適正な企業価値が未だ十分に反映されておらず、当社の少数株主の利益を十分に配慮したものとはいえないことから、本公開買付価格を再度見直すよう要請いたしました。その後、従前の交渉結果及び第三者委員会での協議内容を踏まえ、公開買付者及び当社の双方による再度の価格交渉を経た後、当社は、同月８日、公開買付者より、本公開買付価格を１株当たり1,450円としたい旨の最終提案を受けるに至りました。このように当社は、公開買付者との間で、継続的に本取引の意義・目的、本取引の当社に与える影響、本取引後の経営方針、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件について、複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。

また、第三者委員会は、平成27年８月７日から同年９月９日までに合計６回開催され、公開買付者及び当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、三好一郎氏との面談によるインタビュー調査、並びに当社の第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティング、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所並びに当社取締役及び本取引を担当する当社の従業員との面談によるヒアリング調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の内容、本取引の背景、本取引の意義・目的、当社の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、公開買付価格算定手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、公開買付者及び当社の状況、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性、開示の適正性その他本取引に関連する事項について、説明を受けるとともに質疑応答を行った上で必要な情報・資料等の収集及び検討を行いました。

当社の取締役会は、ＡＧＳコンサルティングが作成した平成27年９月10日付け株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、平成27年９月11日に取締役会を開催し、本取引により当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現を図ることができるか、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けにおけるその他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討いたしました。

当社は、昭和43年９月の設立以来、お客様の情報システムに関するコンサルティング・設計からソフトウェア開発、さらに情報システムの管理運営に至るまで一貫したサービスを提供する事業及び組み込みソフトウェアの開発に関する事業、並びに半導体開発に関連した設計・評価・解析に関する事業、インターネットデータセンター運営事業など、広範囲にわたる分野で事業を展開してまいりました。“競争力の源泉は人材である”という考えのもと、「人材力を高め、継続的に成長する価値創造企業となる」ことを経営ビジョンとして掲げ、人材育成の強化を図るとともに、プロジェクト管理の徹底、組織マネジメントの強化、ソリューションビジネスへの積極的な取組等に努め、企業価値の更なる向上を目指しております。

一方で、昨今の当社を取り巻く情報サービス業界においては、テクノロジーの進歩とお客様のニーズの多様化が急速に進んでおり、とりわけ当社の主力事業であるソフトウェア開発事業においては、足許の事業環境は国内企業の情報システム投資に回復の傾向が見られるものの、長期的には国内市場の成長鈍化や中国を中心としたオフショア開発との競合、またクラウドコンピューティングをはじめとする新たなＩＴソリューションの台頭により、競合ベンダーとの競争は年々激しくなっております。また、情報サービス業界における人件費の高騰が進んでいることから、従来どおり事業を続けるだけでは、当社の利益率が徐々に低下することが予想されます。さらに、企業におけるＩＴ投資については、モバイル活用、ビッグデータ分析、情報セキュリティ強化、ＩＴインフラ整備など、ビジネスを「成長」「変革」させるための戦略的な投資の重要性が増しており、情報サービス業界は急速な変革の局面を迎えていると認識しております。

こうした経営環境において、当社がお客様に価値あるサービスを提供し、中長期的な成長を継続するためには、情報システムの受託開発・保守・運用をはじめとする既存ビジネスの競争力の更なる強化を図るとともに、ＩＴ活用の急速な変革に対応するための、新たなビジネスモデルを確立することが、当社における喫緊の経営課題であると考えております。

本公開買付けの提案の中で、公開買付者の代表取締役であり、当社の代表取締役社長である三好一郎氏は、当社が今後さらなる成長を目指すためには、従来型ビジネスの抜本的な事業転換を図っていくことが必要不可欠であると述べております。これは、当社がＩＴ活用の急速な変革に対応するために、新たなビジネスモデルの確立を目指していく、という当社の方向性とまさしく合致する考えであり、事実認識を共有できるものであります。

しかしながら、こういったビジネスモデルの転換を実現するためには、当社の様々な経営資源について、大規模な構造改革を断行することが不可欠であり、また相応の戦略的な先行投資も伴うものであることも事実であると考えております。また、新規ビジネスへのチャレンジは成功を保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、当社普通株式の株価に悪影響を及ぼす可能性が否定できないため、当社の株主の皆様のご期待に添えない可能性があるものと認識しております。当社は、上場会社として、短期的に当社株式を保有される株主の皆様も含めた株主の皆様の利益を第一に考慮する必要があるため、このような短期的な利益水準の低下及びそれに伴う当社普通株式の株価に対する悪影響のリスクを配慮した結果、従来型ビジネスの改善には努めてまいりましたが、抜本的なビジネスモデルの転換を十分に行うことまでは困難な状況にありました。さらに、このような短期的には利益水準の低下を招くリスクがあり、かつ不確実性を伴う構造改革を断行し、成功を収めるためには、強いリーダーシップのもと、当社役職員が一丸となって改革を推し進める必要があると考えております。

以上の点から、当社の取締役会は、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、当社の今後の成長と企業価値の更なる向上を目指すためには、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）の手法による当社普通株式の非公開化を行い、株主と経営者の一体化を図ることにより、三好一郎氏のリーダーシップのもとスピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。当社の取締役会は、本取引のメリットと共に、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討いたしました。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また上場会社として当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できません。しかしながら、現在の当社の財務状況においては、株式市場からの大規模な資金調達の必要性は低く、そのような大規模な資金調達を行わなくとも抜本的なビジネスモデルの転換が可能であると考えており、また、当社の約50年に亘る事業活動の中で、既に数多くのお取引先様からの信用も十分に頂戴していると考えられることから、株式の非公開化によって当社の知名度及び信用力が大幅に下落することは考えにくいため、当社の取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断いたしました。

先述のとおり、当社は、平成27年８月21日、公開買付者から本公開買付価格として、当初１株当たり1,300円としたい旨の提案を受けました。これに先立って、第三者委員会が三好一郎氏を招聘して説明を求めた本公開買付けを含む本取引の目的・意義、本取引の当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、当社は、第三者委員会との協議も行った上で、同月28日、公開買付者に対して、本公開買付価格を見直すよう要請いたしました。これを受けて、公開買付者は再検討を行い、当社に対し、本公開買付価格を1,382円としたい旨の提案を、同年９月２日に行いました。これに対して、当社は、第三者委員会及びＡＧＳコンサルティングとの協議も行い、同月４日に、公開買付者に対して、提案を受けた本公開買付価格は当社の適正な企業価値が未だ十分に反映されておらず、当社の少数株主の利益を十分に配慮したものとはいえないことから、本公開買付価格を再度見直すよう要請いたしました。その後、従前の交渉結果及び第三者委員会での協議内容を踏まえ、公開買付者及び当社の双方による再度の価格交渉を経た後、当社は、同月８日、公開買付者より、本公開買付価格を１株当たり1,450円としたい旨の最終提案を受けるに至りました。

最終提案を受けた本公開買付価格に関しては、①ＡＧＳコンサルティングによる算定結果のうち、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、また、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、②本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成27年９月10日のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の終値1,044円に対して38.89%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値1,046円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）に対して38.62%、同日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値1,117円に対して29.81%、同日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値1,107円に対して30.98%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲であると考えられること、③下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、等を踏まえ、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、当社の取締役会は判断いたしました。

以上のような検討の結果、平成27年９月11日開催の当社の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（当社の代表取締役社長である三好一郎氏を除く出席取締役８名）の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、当該取締役会において、同じく当社の代表取締役社長である三好一郎氏を除く、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本新株予約権については、当社は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性について検討を行っておらず、また本新株予約権は当社の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の買付け等の価格は１個当たり１円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねることを併せて決議いたしました。

また、当該取締役会には、当社の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の代表取締役社長である三好一郎氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(3) 算定に関する事項

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティングに対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、ＡＧＳコンサルティングは三好一郎氏、スリーライク、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

ＡＧＳコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の上、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びＤＣＦ法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はＡＧＳコンサルティングから平成27年９月10日に当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、ＡＧＳコンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：　1,046円～1,117円
類似会社比較法：　1,220円～1,374円
ＤＣＦ法：　1,392円～1,610円

市場株価法では、平成27年９月10日を算定基準日として、当社普通株式のＪＡＳＤＡＱにおける直近１ヶ月間の終値の単純平均値1,046円、直近３ヶ月間の終値の単純平均値1,117円及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値1,107円を基に、当社普通株式の１株当たりの価値の範囲は、1,046円から1,117円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、国内にて上場している情報サービス事業会社のうち、日本システムウエア株式会社、株式会社クレスコ、株式会社ＣＩＪ、株式会社Minoriソリューションズ、株式会社ＫＳＫ、株式会社アイティフォー、株式会社シーイーシー、さくらインターネット株式会社、GMOクラウド株式会社を当社と事業内容が類似する上場会社として選定し、ＥＢＩＴＤＡマルチプルを用いて、当社普通株式の１株当たりの価値の範囲は、1,220円から1,374円までと分析しております。

ＤＣＦ法では、当社が作成した平成28年３月期から平成30年３月期までの３期の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成28年３月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の１株当たりの株式価値の範囲は、1,392円から1,610円までと分析しております。割引率は、6.56%から7.56%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は０％として算定しております。

ＡＧＳコンサルティングがＤＣＦ法の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、株式価値の算定の基礎とされた財務予測には加味しておりません。

（単位：百万円）

	平成28年３月期	平成29年３月期	平成30年３月期
売上高	23,000	24,000	26,000
営業利益	1,350	1,330	1,370
ＥＢＩＴＤＡ	2,032	2,012	2,052
フリー・キャッシュ・フロー	1,217	1,058	1,056

なお、本新株予約権１個当たりの買付け等の価格に関しては、当社はＡＧＳコンサルティングより算定書も公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）も取得しておりません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権１個当たりの買付け等の価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施いたしました。本「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載した事項のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を、当社が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数（8,335,200株）に係る議決権数（83,352個）に３分の２を乗じた数（55,568個）から、非応募株式数（1,993,256株）に係る議決権数（19,932個）及び公開買付者が所有する当社普通株式数（100株）に係る議決権数（１個）を控除した議決権数（35,635個）に100株を乗じた数（3,563,500株（所有割合42.75%）としており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の下限とはしておりませんが、公開買付者としては、下記①から⑥までの措置を通じて、当社の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えているとのことです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるＳＭＢＣ日興証券に当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、ＳＭＢＣ日興証券は、三好一郎氏、スリーライク、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

ＳＭＢＣ日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びＤＣＦ法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はＳＭＢＣ日興証券から平成27年９月10日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法において算定された当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法：	1,046円～1,117円
類似上場会社比較法：	1,110円～1,783円
ＤＣＦ法：	1,102円～1,599円

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成27年９月10日を基準日として、ＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の直近１ヶ月間の終値の単純平均値1,046円、直近３ヶ月間の終値の単純平均値1,117円及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値1,107円を基に、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲を1,046円から1,117円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から当社と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲を1,110円から1,783円までと分析しております。

ＤＣＦ法では、当社が作成した当社に係る平成28年３月期から平成30年３月期までの３期の事業計画を検討の上、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲を1,102円から1,599円までと分析しております。

公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から取得した株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、公開買付者において実施した当社に対するデュー・デリジェンスの結果、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の６ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との複数回に亘る協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年９月11日に、本公開買付価格を1,450円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格1,450円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年９月10日のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の終値1,044円に対して38.89%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値1,046円に対して38.62%、同日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値1,117円に対して29.81%、同日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値1,107円に対して30.98%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本書提出日の前営業日である平成27年９月11日のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の終値1,062円に対して36.53%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、公開買付者は、平成27年９月２日付の三好一郎氏との間の株式譲渡契約に基づき、平成27年９月２日に、三好一郎氏から当社普通株式100株を、平成27年９月１日のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の終値である１株当たり1,033円で市場外で取得しているとのことです。本公開買付価格（１株当たり1,450円）と当該取得の価格（１株当たり1,033円）との間には、417円の差異が生じているとのことです。これは、当該株式取得の時点以降の当社普通株式の株価の動向に加え、本公開買付価格には上記のとおりプレミアムが付されているためです。

本新株予約権については、取締役に対するストックオプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に本新株予約権を行使することができる等の行使条件が付され、譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとされていることに照らすと、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付け等の価格を１個当たり１円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本新株予約権の買付け等の価格を決定するに当たり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、公開買付者から提示された本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティングに対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、ＡＧＳコンサルティングは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

ＡＧＳコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の上、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びＤＣＦ法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はＡＧＳコンサルティングから平成27年９月10日に当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、ＡＧＳコンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本新株予約権１個当たりの買付け等の価格に関しては、当社はＡＧＳコンサルティングより算定書も公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）も取得しておりません。

③　当社における第三者委員会の設置

当社は、平成27年８月４日、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び当社から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び当社から独立性を有する宮内裕通氏（当社社外監査役）、高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所所属）及び長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所所属）の３氏を選定しております。）を設置しております。そして、当社は、平成27年８月７日に、当該第三者委員会に対して、（ⅰ）本件公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（ⅱ）本件公開買付けにおける買付条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、（ⅲ）本取引において公正な手続を通じた株主及び新株予約権者の利益への十分な配慮がなされているか、（ⅳ）本取引が少数株主にとって不利益なものでないか、（ⅴ）本件公開買付けに対して、当社の取締役会が行うべき意見表明の内容（本件公開買付けに賛同すべきか否か、株主及び新株予約権者に対し本件公開買付けへの応募を推奨するか否かを含む。）について諮問し（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）、これらの点についての答申を当社の取締役会に提出することを委嘱しております。第三者委員会は、平成27年８月７日より平成27年９月９日まで合計６回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行っております。具体的には（ⅰ）公開買付者及び当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、（ⅱ）公開買付者との面談によるインタビュー調査、（ⅲ）当社取締役及び本取引を担当する当社の従業員、ＡＧＳコンサルティング並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所との面談によるヒアリング調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の内容、本取引の背景、本取引の意義・目的、当社の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、公開買付価格算定手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、公開買付者及び当社の状況、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性、開示の適正性その他本取引に関連する事項について、説明を受けるとともに質疑応答を行った上で必要な情報・資料等の収集及び検討を行いました。

また、第三者委員会は、当社の取締役から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、当社の第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティングから、当社株式価値算定書について説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査をしました。

なお、第三者委員会は、当社の取締役から、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から当社が得た、当社における、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容についても説明を受け、検討をしました。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成27年９月９日に、当社の取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係及び第三者委員会に提出された資料の記載事項が全て真実であること等の一定の前提の下、委員全員の一致で決議の上、大要以下の内容の答申書を提出いたしました。

①（ⅰ）(1)当社主力事業である情報システム受託開発事業について、将来的に国内市場の拡大が見込める状況になく、かつ海外及び国内同業他社との競争が一層激しくなることが予想される中で、新たな事業展開が必要と考えられること、(2)当社のお客様のグローバル化に対応すべく、海外における情報システム運用支援事業を展開する必要があると考えられること、(3)これらの状況を踏まえ、当社においては従来型の情報システム受託開発事業に加えて、お客様への積極的な提案を行うソリューションサービス、また将来の普及を見据えた先端技術強化が必要と考えられること、(4)これらを実践すべく、当社においては、抜本的な事業及び経営の改革に向けた体制の整備、また多様な事業環境の変化に迅速かつ柔軟に適応対応可能な体制を構築する必要があると考えられる一方で、（ⅱ）本公開買付けを含む本取引を実施することによって(1)既存ビジネスモデルの強化に加えて、新たなビジネスモデルを確立するなど、抜本的な事業転換、さらにはビジネスモデルの転換を、強力なリーダーシップ及び迅速な意思決定のもとに実施することが可能と考えられること、(2)人的リソースの大幅な再構築、教育・研究費等の投資、積極的な設備投資及び戦略的なM&Aの機動的な実施が可能となると考えられること、(3)他方、これらの施策の実施にあたっては、当初の計画通りに収益に寄与するか不確実な面もあり、短期的な業績悪化、中長期的な利益変動等のリスクがあり得るところ、本取引により目先の株価や一般株主の期待等をひとまず考慮せずに、必要な施策を選択しうると考えられること、(4)上場維持に必要となるコストを削減できると考えられること等を踏まえると、本公開買付けを含む本取引の実施は、当社の企業価値向上に資するものと考えられ、その目的は合理的であると考えられる。

②（ⅰ）当社は、本公開買付けを含む本取引の取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、当社株式価値算定のための独立の第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティ

ングを起用・選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としており、かつ(1)第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、(2)また当該株式価値算定書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット等を考慮した上で本公開買付価格の検討を行ってきたこと、(3)当社の取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格についても、相応のプレミアムが付された価格と言えるほか、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられることから、これら当社における対応は、本公開買付けの取引条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があると認められ、また、（ⅱ）当社においては本新株予約権の買付け等の価格の妥当性を特段検討することはせず、また対象となる新株予約権者がこれに応募するか否かについて、当該新株予約権者の判断に委ねるとすることについては、当該新株予約権の行使条件が限定的であること、また当該新株予約権に係る新株予約権者の属性等の諸事情を踏まえると、かかる当社の対応は当社の株主及び新株予約権者に特段の不利益を生じさせるものでは無いと考えられる。

③（ⅰ）当社は、本公開買付け及び本取引の取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、当社株式価値算定のための独立の第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティングへ依頼した上で、所定の株式価値算定書を取得していること、本公開買付けを含む本取引に関する法的助言を得るべく、当社及び公開買付者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、（ⅱ）当社において本公開買付けを含む本取引を検討するに際しては、当社取締役及び監査役のうち当社との利益相反の可能性のあり得る者（具体的には当社代表取締役三好一郎氏）を、本公開買付けを含む本取引に関する決定を行う当社取締役会の審議及び決議には参加させず、またこれらの者が意見することも差し控えさせており、三好一郎氏は当社の立場において、公開買付者との間で本取引に係る協議・交渉に参加したこともないことから、本公開買付けを含む本取引においては公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

④上記①乃至③までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、第三者委員会において、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は平成27年９月10日時点において特段見あたらない。

以上の検討を踏まえて、(a）当社の取締役会が本公開買付けに対し賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること（他方、本公開買付けのうち本新株予約権に係るものに関して、対象となる新株予約権者がこれに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねるとすること）はいずれも相当と考えられ、(b）本取引は、当社の少数株主にとって不利益でないと認められる。

④　当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

⑤　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、ＡＧＳコンサルティングが作成した平成27年９月10日付け当社株式価値算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、平成27年９月11日に取締役会を開催し、本取引により当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現を図ることができるか、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格並びに本公開買付けにおけるその他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討いたしました。

当社の取締役会は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「(ウ)　本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社が直面する経営課題や当社を取り巻く情報サービス業界の変革を踏まえると、当社がお客様に価値あるサービスを提供し、中長期的な成長を継続するためには、情報システムの受託開発・保守・運用をはじめとする既存ビジネスの競争力の更なる強化を図るとともに、ＩＴ活用の急速な変革に対応するための、新たなビジネスモデルを確立することが、当社における喫緊の経営課題であると考えております。

本公開買付けの提案の中で、公開買付者の代表取締役であり、当社の代表取締役社長である三好一郎氏は、当社が今後さらなる成長を目指すためには、従来型ビジネスの抜本的な事業転換を図っていくことが必要不可欠であると述べております。これは、当社がＩＴ活用の急速な変革に対応するために、新たなビジネスモデルの確立を目指していく、という当社の方向性とまさしく合致する考えであり、事実認識を共有できるものであります。

しかしながら、こういったビジネスモデルの転換を実現するためには、当社の様々な経営資源について、大規模な構造改革を断行することが不可欠であり、また相応の戦略的な先行投資も伴うものであることも事実であると考えております。また、新規ビジネスへのチャレンジは成功を保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、当社普通株式の株価に悪影響を及ぼす可能性が否定できないため、当社の株主の皆様のご期待に添えない可能性があるものと認識しております。当社は、上場会社として、短期的に当社株式を保有される株主の皆様も含めた株主の皆様の利益を第一に考慮する必要があるため、このような短期的な利益水準の低下及びそれに伴う当社普通株式の株価に対する悪影響のリスクを配慮した結果、従来型ビジネスの改善には努めてまいりましたが、抜本的なビジネスモデルの転換を十分に行うことまでは困難な状況にありました。さらに、このような短期的には利益水準の低下を招くリスクがあり、かつ不確実性を伴う構造改革を断行し、成功を収めるためには、強いリーダーシップのもと、当社役職員が一丸となって改革を推し進める必要があると考えております。

以上の点から、当社の取締役会は、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、当社の今後の成長と企業価値の更なる向上を目指すためには、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）の手法による当社普通株式の非公開化を行い、株主と経営者の一体化を図ることにより、三好一郎氏のリーダーシップのもとスピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。当社の取締役会は、本取引のメリットと共に、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討いたしました。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また上場会社として当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できません。しかしながら、現在の当社の財務状況においては、株式市場からの大規模な資金調達の必要性は低く、そのような大規模な資金調達を行わなくとも抜本的なビジネスモデルの転換が可能であると考えており、また、当社の約50年に亘る事業活動の中で、既に数多くのお取引先様からの信用も十分に頂戴していると考えられることから、株式の非公開化によって当社の知名度及び信用力が大幅に下落することは考えにくいため、当社の取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断いたしました。

また、本公開買付価格に関しては、①ＡＧＳコンサルティングによる算定結果のうち、ＤＣＦ法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、また、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、②本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成27年９月10日のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の終値1,044円に対して38.89%、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値1,046円に対して38.62%、同日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値1,117円に対して29.81%、同日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値1,107円に対して30.98%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲であると考えられること、③本「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、等を踏まえ、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、当社の取締役会は判断いたしました。

以上より、当社は、平成27年９月11日開催の当社の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（当社の代表取締役社長である三好一郎氏を除く出席取締役８名）の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、当該取締役会において、同じく当社の代表取締役社長である三好一郎氏を除く、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本新株予約権については、当社は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性について検討を行っておらず、また本新株予約権は当社の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の買付け等の価格は１個当たり１円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねることを併せて決議いたしました。

また、当該取締役会には、当社の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の代表取締役社長である三好一郎氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑥　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2)（ア） 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び非応募株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、当社普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びセールス・プロモーション・センターは、非応募合意において、本公開買付けが成立した場合に本臨時株主総会において上記各議案に賛成する旨を合意しているとのことです。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社普通株式を所有することとなるとのことです。株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社普通株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになるとのことです。当該端数の合計数に相当する当社普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとする場合には、公開買付者、セールス・プロモーション・センター及び当社を除き、また、当社の株主を公開買付者のみとする場合には、公開買付者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定とのことです。また、当社普通株式の併合の割合は、本書提出日において未定ですが、公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみ（但し、本公開買付け後に、セールス・プロモーション・センターの所有当社普通株式数（1,993,256株、所有割合23.91%）と同数以上の当社普通株式を所有する株主が存在し、当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）が当社普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとする場合には、公開買付者、セールス・プロモーション・センター及び当社を除き、また、当社の株主を公開買付者のみとする場合には、公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社普通株式の数が１株に満たない端数となるように決定される予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の４及び第182条の５その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び当社普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記手続については、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の当社普通株式の所有状況、及び公開買付者以外の当社普通株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとする場合には、公開買付者、セールス・プロモーション・センター及び当社を除き、また、当社の株主を公開買付者のみとする場合には、公開買付者及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。もっとも、株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、当社普通株式の株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになるとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社に対して、本新株予約権の取得及び消却その他本スクイーズアウト手続に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しているとのことです。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の実行後に、①三好一郎氏の親族より、セールス・プロモーション・センターの発行済株式の全てを譲り受けること、並びに②当社の有価証券報告書提出義務の中断申請に対する承認が得られた後に、公開買付者を存続会社、当社及びセールス・プロモーション・センターを消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しているとのことですが、その具体的な日程等の詳細については未定とのことです。なお、上記①におけるセールス・プロモーション・センターの発行済株式の譲渡価額は、本スクイーズアウト手続の実行後、当社の株主が公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとなった場合には、同社の所有する当社普通株式の価値を本公開買付価格に基づき評価して決定する予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本書提出日現在、ＪＡＳＤＡＱに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみ（但し、本公開買付け後に、セールス・プロモーション・センターの所有当社普通株式数（1,993,256株、所有割合23.91%）と同数以上の当社普通株式を所有する株主が存在し、当社の株主を公開買付者及びセールス・プロモーション・センターのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）とするために、本スクイーズアウト手続を行うことを予定しておりますので、当社において上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合にも、当社普通株式は上場廃止になります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式をＪＡＳＤＡＱにおいて取引することはできなくなります。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

当社は、公開買付者より、公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、（ⅰ）三好一郎氏（所有当社普通株式数168,538株、所有割合2.02%）、（ⅱ）三好一郎氏の義姉である髙橋香氏（所有当社普通株式数449,515株、所有割合5.39%）、（ⅲ）三好一郎氏の義兄である髙橋信久氏（所有当社普通株式数359,698株、所有割合4.32%）、及び（ⅳ）三好一郎氏の配偶者である三好千里氏（所有当社普通株式数173,100株、所有割合2.08%）との間で、平成27年９月11日付で本応募合意をそれぞれ締結しており、応募予定株主が所有する応募対象株式について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件は、存在しないとのことです。

また、公開買付者は、当社の主要株主である筆頭株主であり、三好一郎氏の親族が発行済株式の全てを所有するセールス・プロモーション・センター（所有当社普通株式数1,993,256株、所有割合23.91%）との間で、平成27年９月11日付で非応募合意を締結しており、セールス・プロモーション・センターが所有する当社普通株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨を合意しているとのことです。なお、非応募合意において、セールス・プロモーション・センターは、公開買付者の事前の承諾を得ない限り、応募対象外株式を第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保権の設定その他の処分を行わないことを確約するとともに、当社の株主としての議決権その他の権利を行使する場合には、公開買付者の指示に従い、公開買付者と共同して当該権利を行使すること（本公開買付けが成立した場合に本臨時株主総会において株式併合手続に関連する議案に賛成することを含みます。）を合意しているとのことです。

４ 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
安永　登	代表取締役	会長	21,900	219
三好　一郎	代表取締役	社長	168,538	1,685
中村　博文	専務取締役	開発管掌	8,000	80
高田　義人	取締役	西日本統括	3,585	35
芦谷　乾太郎	取締役	東日本事業部長	9,665	96
羽生　信一朗	取締役	管理統括部長	4,185	41
早川　淳一	取締役	―	0	0
石川　忠久	取締役	―	455	4
古川　裕倫	取締役	―	634	6
西井　克彦	常勤監査役	―	6,100	61
宮内　裕通	監査役	―	0	0
伊藤　雅浩	監査役	―	0	0
計	―	―	223,062	2,227

（注１） 役職名、所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。
（注２） 監査役宮内裕通及び伊藤雅浩は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
（注３） 所有株式数及び議決権数には、本書提出日現在の当社の役員持株会における持分に相当する当社株式の数（小数点以下切捨て）及び当社株式に係る議決権の数を含めております。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権数(個)
安永　登	代表取締役	会長	0	0	0
三好　一郎	代表取締役	社長	26	2,600	26
中村　博文	専務取締役	開発管掌	0	0	0
高田　義人	取締役	西日本統括	0	0	0
芦谷　乾太郎	取締役	東日本事業部長	0	0	0
羽生　信一朗	取締役	管理統括部長	0	0	0
早川　淳一	取締役	―	0	0	0
石川　忠久	取締役	―	0	0	0
古川　裕倫	取締役	―	0	0	0
西井　克彦	常勤監査役	―	0	0	0
宮内　裕通	監査役	―	0	0	0
伊藤　雅浩	監査役	―	0	0	0
計	―	―	26	2,600	26

（注１）　役職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権数は本書提出日現在のものです。
（注２）　監査役宮内裕通及び伊藤雅浩は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。